

(別 紙)

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書

新潟水俣病は公式確認から 51 年が過ぎた。この間、最高裁は二度にわたって、現行の認定基準（昭和 52 年判断条件）では認められなかった被害者を「水俣病患者」と認めて、国や加害企業に賠償を命じた。最高裁は、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めている。

しかるに、今年 9 月末現在、167 名が新潟県・新潟市に認定申請しているように、また国や昭和電工に賠償を求める訴訟が行われているように、新潟水俣病は終わっていない。

一方、新潟県は昨年 5 月 31 日、いまなお潜在患者が相当数いることを踏まえ、すべての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求める『ふるさとの環境づくり宣言 2015』を発表した。また、新潟県はこれに先立って、平成 21（2009）年 4 月から新潟水俣病地域福祉推進条例を施行し、新潟水俣病被害者の福祉の増進や偏見や中傷をなくすための教育・啓発の推進、被害者を社会全体で支える施策を地道に取り組んでいる。

さらに、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病特措法）」の救済判定を巡って、国は異議申立ができる行政処分には当たらないとの見解を示しているが、新潟県は処分性があるとして異議申立を認め、行政不服審査法に基づいて審理をおこなっている。この件については、著名な行政法学者らが、国の見解はこれまでの判例・通説に反すると指摘している。

よって、国会並びに政府におかれては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者・国・加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。
2. 平成 21（2009）年 7 月に成立した水俣病特措法の 37 条に定めている「阿賀野川流域住民の健康被害実態調査」を速やかに実施すること。
3. 潜在患者が名乗り出ることができるよう、環境整備すること。
4. 昭和 30（1955）年頃から昭和 53（1978）年頃まで阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取組を行うこと。
5. 水俣病特措法の異議申立を認めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 20 日

新潟県南蒲原郡田上町議会

[提出先]

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣
環境大臣